

農林水産品の合意の概要

| | 品目 | 合意の概要 |
|-------|----------|---|
| 日本の関税 | 米 | ・除外(米国枠は設けない)(注1) |
| | 小麦 | ・TPPと同内容でマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を45%削減。 (現行の国家貿易制度、枠外税率(55円/kg)を維持) ・TPPと同内容の米国枠(2019年度12万トン→2024年度15万トン、主要3銘柄45%、その他の銘柄50%のマークアップ削減) |
| | 大麦 | ・TPPと同内容でマークアップを45%削減。(現行の国家貿易制度、枠外税率(39円/kg)を維持) ・新たな米国枠は設けない。 |
| | 牛肉 | ・TPPと同内容で9%まで関税削減し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。 ・セーフガード発動基準数量は、2020年度24.2万トン。以後、TPPの発動基準と同様に増加し、2033年度29.3万トン。 ・2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議。 |
| | 豚肉 | ・TPPと同内容で、従価税部分について関税を撤廃、従量税部分について関税を50円/kgまで削減。差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。 ・従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2022年度9.0万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度15.0万トン。 |
| | 脱脂粉乳・バター | ・新たな米国枠は設けない。(注2) |
| | ホエイ | ・TPPと同内容で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%、25%未満)についてセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保した上で関税を撤廃。 |
| | チーズ | ・TPPと同内容。 ・シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについて新たな米国枠は設けない。 |

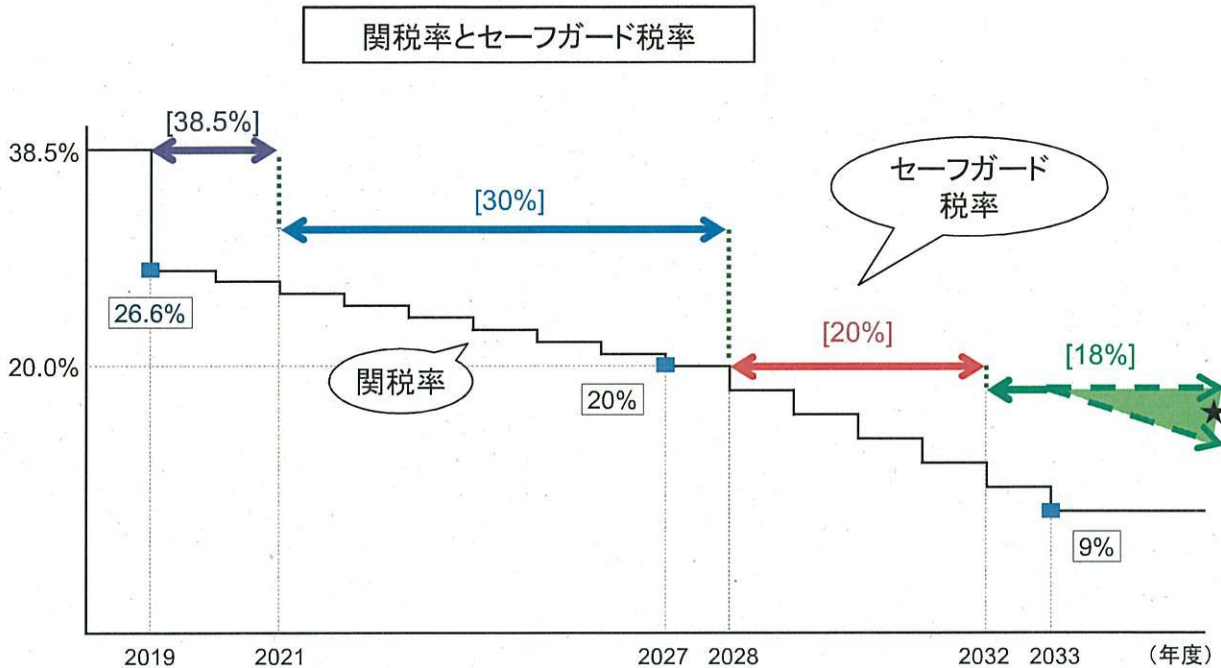
| | 品目 | 合意の概要 |
|-------|---------------------------------|--|
| 日本の関税 | 園芸関連品 | <ul style="list-style-type: none"> ・りんご(生果)、オレンジ(生果)、トマトピューレー・ペースト、トマトジュースはTPPと同内容。 ・オレンジ(生果)のセーフガード発動基準数量は、TPPの95%の水準(2019年度35,150トン→2024年度44,650トン)に設定。 ・トマトケチャップ、ぶどう、オレンジ・りんご果汁(一部除く)は、除外。 |
| | 砂糖・加糖調製品、 でん粉、豆類、 こんにやく、茶 | <ul style="list-style-type: none"> ・砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖、でん粉、小豆、いんげんは、TPPと同内容。 ・粗糖・精製糖、こんにやくいも、落花生の一部、茶の一部、ココア調製品等、チョコレート菓子は、譲許せず。(米国枠は設けない。) |
| | 鶏卵、鶏肉、軽種馬、 天然はちみつ | <ul style="list-style-type: none"> ・鶏肉(冷凍)、鶏肉調製品(牛・豚の肉を含まないもの)、全卵又は卵黄、卵白、天然はちみつ、軽種馬は、TPPと同内容。 ・鶏肉(生鮮、冷蔵)、鶏肉調製品(牛・豚の肉を含むもの)、殻付き卵は、除外。 |
| | 小麦の加工調製品等 | <ul style="list-style-type: none"> ・麦芽(米国枠)、ベーカリー製品製造用小麦粉調製品、スパゲティ、マカロニ、ビスケット、クッキー、クラッカー等は、TPPと同内容。 ・いった小麦・小麦粉、その他の小麦粉調製品は、除外。 |
| | 牛肉・豚肉の 加工調製品等 | <ul style="list-style-type: none"> ・牛内臓(ハラミ等)、牛タン、豚肉調製品(ハム・ベーコン、ソーセージ等)は、TPPと同内容。 ・生きた牛、豚(子豚、成豚の従量税部分)、牛肉30%未満の調製品、「塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉」は、除外。 |
| | 乳製品の 加工調製品等 | <ul style="list-style-type: none"> ・フローズンヨーグルト、乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン等は、TPPと同内容。 ・特定の用途・種類の高エイは、TPPと同数量の米国枠を設定。 ・PEF(調製食用脂)、アイスクリーム・氷菓、全粉乳、バターミルクパウダー、加糖れん乳、無糖れん乳、無糖ココア調製品等は、除外(米国枠は設けない)。 |
| | 林産品(木材)・水産品 | <ul style="list-style-type: none"> ・譲許していない。 |

| | 品目 | 合意の概要 |
|-------|----------------|---|
| 米国の関税 | 牛肉の輸出 | ・米国向けの牛肉について、現行の日本枠200トン(2019年は3月20日、2018年は4月10日に超過)と64,805トンの複数国枠を合わせた、65,005トンの複数国枠へのアクセスを確保。 |
| | その他日本からの輸出関心品目 | ・我が国の輸出関心が高い42品目(醤油、菓子類、冷蔵ながいも、切り花等)の関税削減・撤廃を獲得。 |

(注1)コメの既存WTO・SBS枠(国家貿易・最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

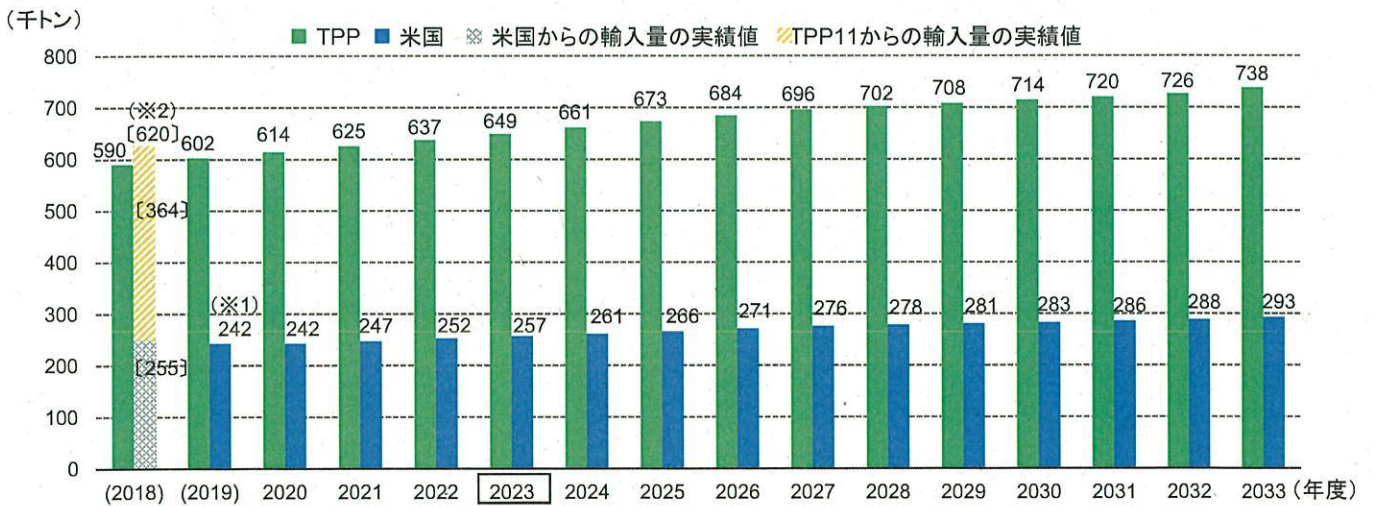
(注2)脱脂粉乳について、既存のWTO枠(国家貿易・生乳換算13.7万トン)の枠内に、内数として、たんぱく質含有量(無脂乳固形分中)35%以上の規格基準の輸入枠750トン(生乳換算0.5万トン)を設定。

参考1 牛肉の関税削減とセーフガードの概要



★2033年度以降のセーフガード発動時の税率：
 毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない）。4年間発動がなければ終了。

セーフガード発動基準数量【米国からの輸入量】



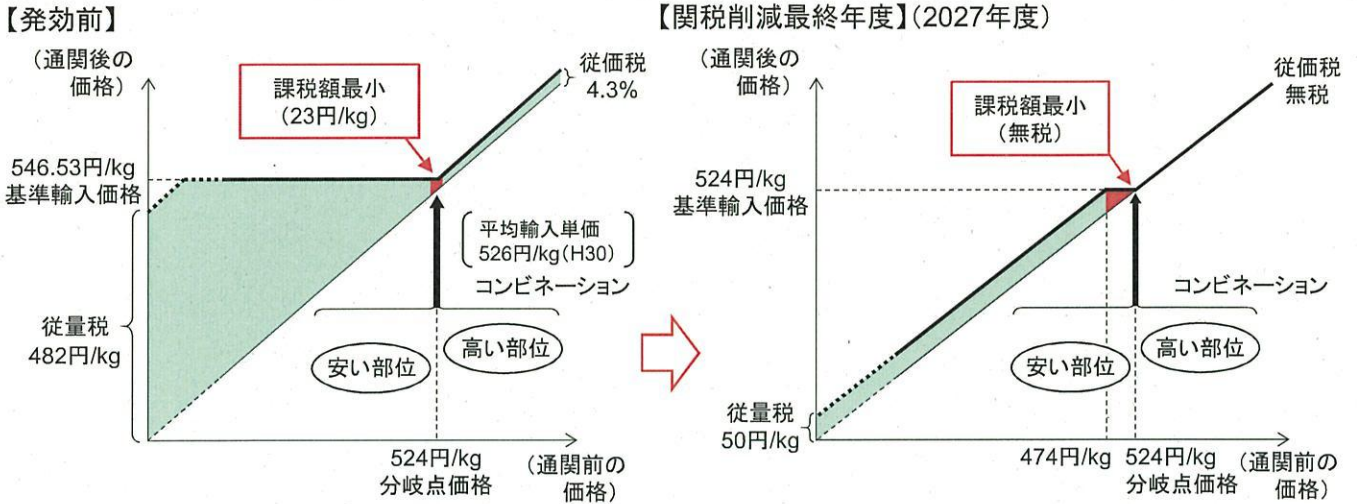
※1 発効日から年度末までの日数に応じた割合を242千トンに乗じて算出
 ※2[]内は輸入量の実績値

2022年度上半期までに米国と協議。それまでにTPP11協定が修正されていればTPP全体の発動基準に移行する方向で米国と協議。

注1: セーフガードが発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。
 注2: 2月、3月に発動数量を超えた場合の適用期間、2028~32年度の四半期ごとの発動数量に関する適用期間、衛生上の問題により輸入が停止された場合の不適用期間については、TPPと同内容。
 注3: 現行の関税緊急措置は不適用。

参考2 豚肉の関税削減・撤廃とセーフガードの概要

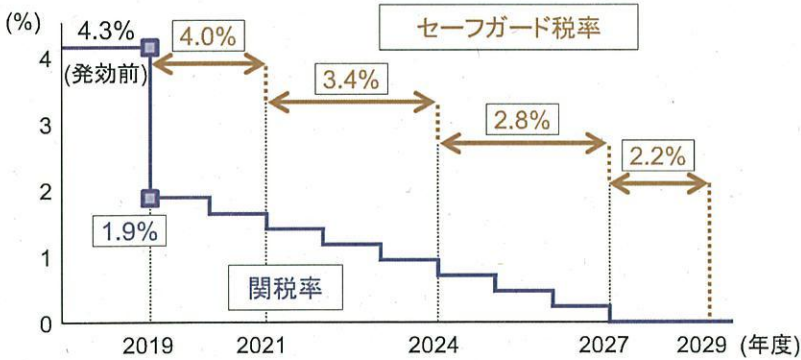
関税率(差額関税制度と分岐点価格)



セーフガード

【1. 従価税部分】

①関税率とセーフガード税率



②セーフガード発動基準数量 【米国からの輸入量】

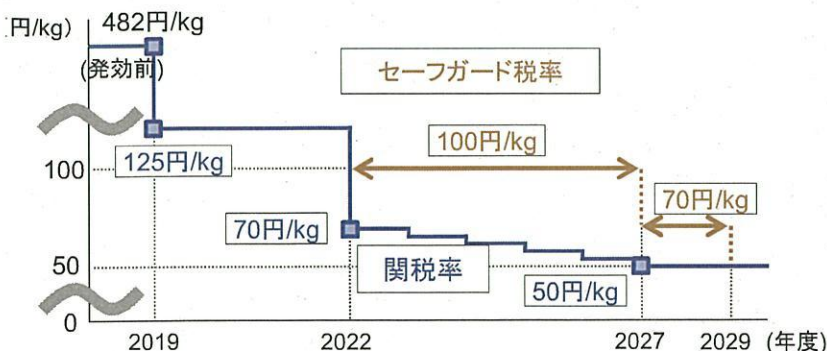
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

| 2019年度 | 2020-23年度 | 2024-28年度 |
|--------|-----------|-----------|
| 112% | 116% | 119% |

(注)2021年度までは全輸入量、2022年度以降は399円/kg以上の輸入量

【2. 従量税部分】

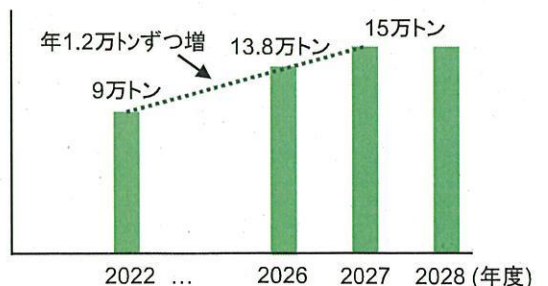
①関税率とセーフガード税率



②セーフガード発動基準数量

【米国とTPP11発効国からの輸入量の合計】

(注)399円/kg未満の輸入量 発動期間は年度末まで



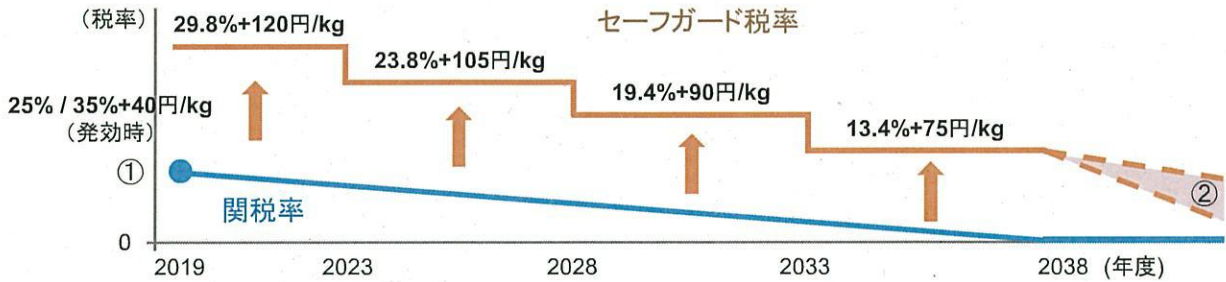
注1: 従量税部分のセーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

注2: 現行の関税緊急措置は不適用。

参考3 ホエイの関税撤廃とセーフガードの概要

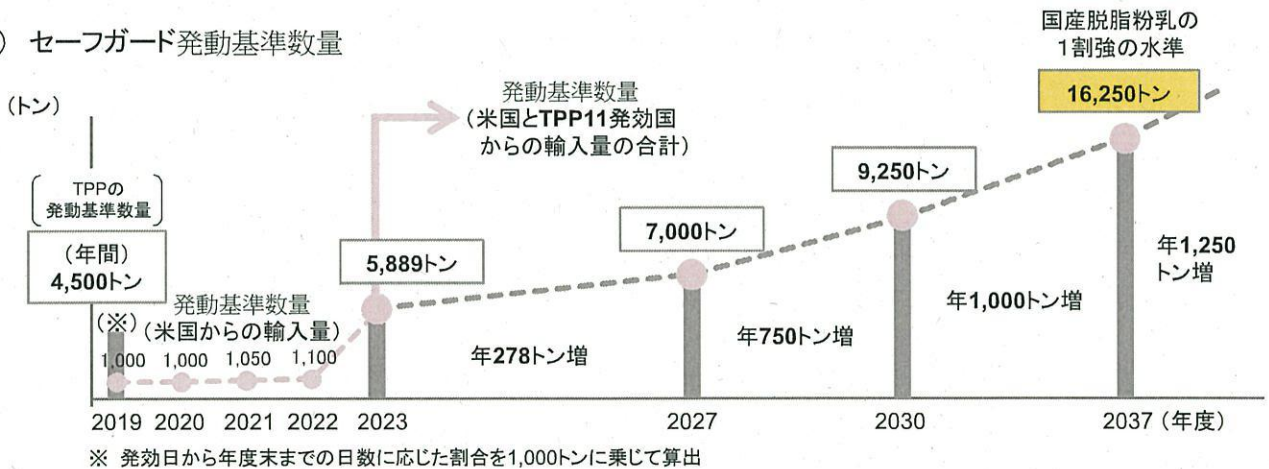
ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税率とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、直近3年(2016~18年度)の米国からの平均輸入価格(435円/kg)で換算すると142~192円/kg程度。
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25% / 35%に加えてマークアップを徴収(直近3年では9円~368円/kg)。
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kgまたは29.8%+ 687円/kg。
- ② 2038年度以降のセーフガード税率: 毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減。3年間発動がなければ終了。

(2) セーフガード発動基準数量



- 注1: 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。
- 注2: セーフガードが連続する3年間のうち2回発動された場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

(参考)ホエイ(食用)の輸入量(製品重量)

(単位:トン)

| | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | シェア |
|-------|----------|--------|--------|--------|-----|
| 全世界計 | | 17,322 | 19,949 | 18,118 | |
| TPP11 | 豪州 | 4,641 | 5,577 | 3,498 | 77% |
| | ニュージーランド | 4,286 | 4,735 | 2,984 | 66% |
| | 米国 | 1,298 | 1,428 | 1,054 | 7% |
| | | | | | 23% |

出典:財務省貿易統計(0404.10.111, 119, 121, 122, 129 (125, 126, 127, 128), 142, 151, 159, 161, 162, 169 (165, 166, 167, 168), 182)

参考4 チーズの関税削減・撤廃の概要

| チーズの区分 | | 現在の関税率 | TPP合意内容 |
|------------|--|----------------------|---|
| 主要ナチュラルチーズ | ①フレッシュチーズ 〔クリームチーズ、モッツアレラ等〕 | 29.8% | <ul style="list-style-type: none"> モッツアレラ等 (クリームチーズ以外): 現状維持 シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品:輸入品 = 1:3.5 クリームチーズ 脂肪分45%未満: 段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上: 即時10%削減 (29.8%→26.8%) |
| | ②ブルーチーズ | 29.8% | <ul style="list-style-type: none"> 11年目までに50%削減 |
| | ③その他チーズ (熟成チーズ) 〔チェダー、ゴーダ、カマンベール等〕 | 29.8% | <ul style="list-style-type: none"> ソフトチーズ (カマンベール等): 現状維持 ソフトチーズ以外 (チェダー、ゴーダ等): 段階的に16年目に撤廃 |
| | ※プロセスチーズ原料用チーズ (①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 (国産品:輸入品 = 1:2.5) | | |
| 加工したチーズ | ④シュレッドチーズ | 22.4% | <ul style="list-style-type: none"> 段階的に16年目に撤廃 |
| | ⑤おろし及び粉チーズ | 26.3% 又は 40.0% | <ul style="list-style-type: none"> 段階的に16年目に撤廃 |
| | ⑥プロセスチーズ | 40.0% | <ul style="list-style-type: none"> 現状維持 国別関税割当 〔豪、NZ、米に 各100t(当初)→150t(11年目) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃〕 |

注1: 今回の合意はTPPと同内容。ただし、

①シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては、米国枠は設けない。

②関税撤廃等の年は、2019年度発効の場合、TPP合意内容から1年短縮。

注2: は関税撤廃の例外